



# みなさんの健康づくりへのサポートをさらに充実させてまいります

明治グループ健保組合の令和7年度の予算が、先日行われました組合会において、可決・承認されましたので、その内容をお知らせします。



## 一般勘定

- 主な財源となる健康保険収入は、前年度予算比3.4%増の96億1,901万円を見込んでいます。
- 主な支出である保険給付費（医療費給付等）は、前年度予算より3.1%減の50億527万円を見込んでいます。
- 高齢者医療制度への拠出金（納付金・支援金）は、前年度予算比19.7%減の37億8,152万円を計上しています。これは、前期高齢者納付金が前年度予算より約9.9億円減の15億4,138万円となるためであり、算出基礎となる令和5年度の明治グループ健保組合における前期高齢者（65歳～74歳）医療費が、当初の想定より低く抑えられたことによります。
- 保健事業費は令和6年度見込より約2.2億円増額させ、支出の7.3%にあたる7億6,677万円を充てます。事業主と連携してコラボヘルスを推進し、脱メタボ対策を始めとした重点施策に注力して、みなさんの健康を支援します。
- 以上の結果、補助金等を除く実質的な収支は、経常収入96億6,706万円、経常支出98億3,988万円、経常収支1億7,282万円の赤字を見込んでいます。このため、別途積立金の取崩しを行い、繰入金として6億円を計上します。

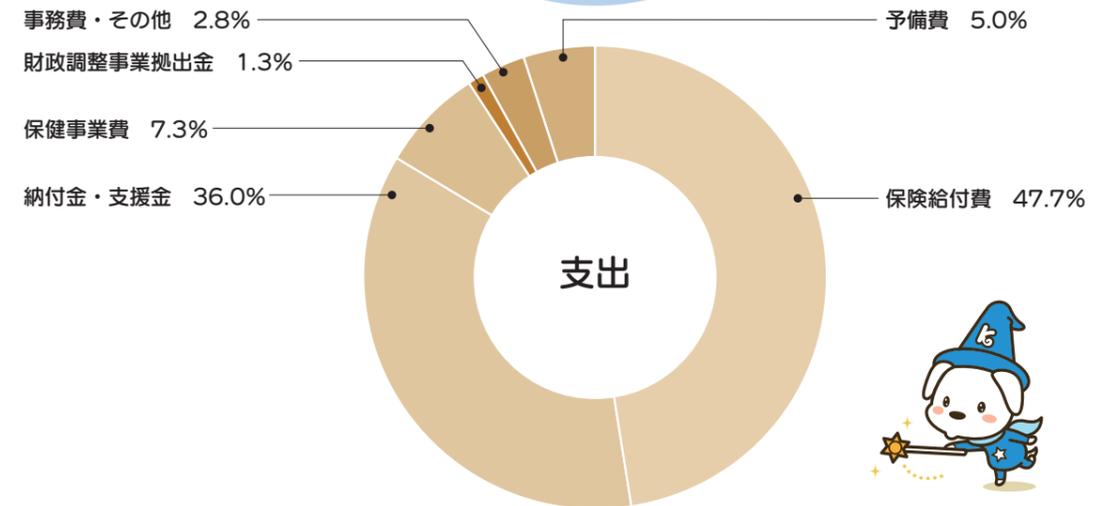
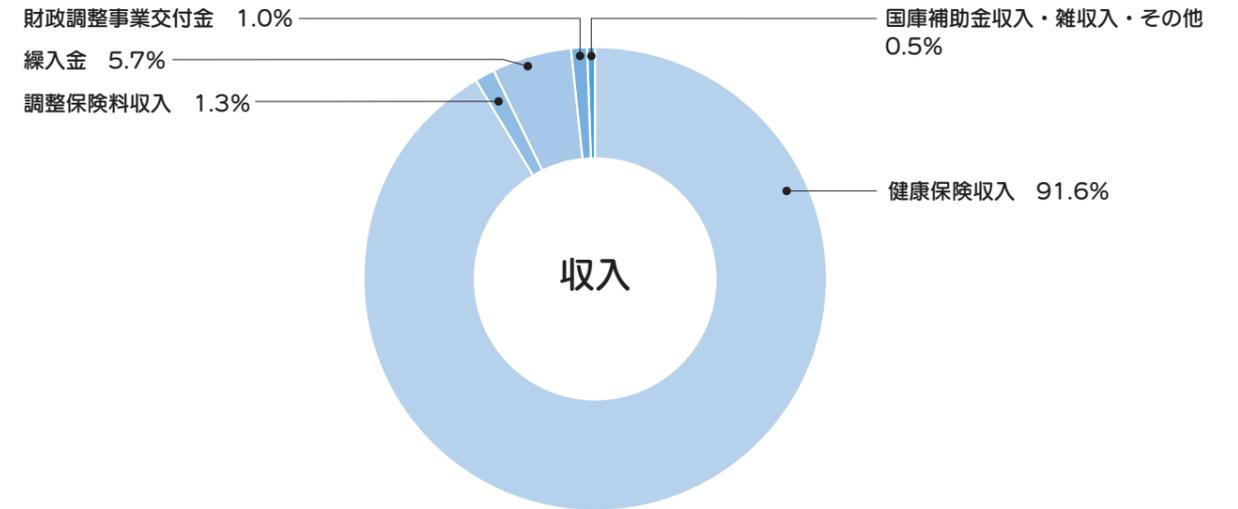
### ●収入

科目	予算額(千円)	被保険者1人当たりの金額(円)
健康保険収入	9,619,009	628,776
調整保険料収入	131,637	8,605
繰入金	600,000	39,221
国庫補助金収入	2,604	170
財政調整事業交付金	100,000	6,537
雑収入・その他	46,143	3,016
合計	10,499,395	686,325
経常収入合計	9,667,062	631,917

### ●支出

科目	予算額(千円)	被保険者1人当たりの金額(円)
保険給付費	5,005,272	327,185
納付金・支援金	3,781,521	247,191
保健事業費	766,770	50,122
財政調整事業拠出金	131,637	8,605
事務費	276,830	18,096
その他	15,989	1,045
予備費	521,375	34,081
合計	10,499,395	686,325
経常支出合計	9,839,883	643,214

## 一般勘定 収支の割合



## 介護勘定

- 介護保険料は、国から健保組合に示される介護納付金によって決定されています。
- 令和7年度は、介護納付金が前年度より約0.4億円増額となることを見込まれますが、介護保険収入にて賄える範囲となりますので、料率を据え置くこととします。なお、今後も介護給付費の増加や介護報酬の引き上げ等により、介護納付金が増加することが想定されますので、財政的には厳しい状況が続くことには変わりありません。

### ●収入

科目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たりの金額(円)
介護保険収入	1,365,784	133,091
繰入金・雑収入	50,513	4,922
合計	1,416,297	138,014

### ●支出

科目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たりの金額(円)
介護納付金	1,196,430	116,588
介護保険料還付金・積立金	2,001	195
予備費	217,866	21,230
合計	1,416,297	138,014

※端数処理の関係で、合計が合わない箇所があります。



健診受診や毎日のちょっとした取り組み + アプリ で

# 健康維持につなげよう

ポイントプログラム「KENPOS」をご利用いただいていますか？ ウォーキングを習慣化したり、体重や食事などの記録をつけるだけで、ポイントがどんどんたまります。ポイントは好きな商品と交換できますので、どうぞご利用ください。



## KENPOSとは？

健診の申込や健診結果の閲覧（過去5年間分）ができるほか、ウォーキングマイレージへの参加、体重や食事など各種健康づくりの記録づけ、健康づくりに役立つアプリとの連携（エクササイズ動画「WEBGYM」）（食事記録「あすけん」）など、みなさんの健康を応援・サポートするサイト。利用にあたっては右記より登録してください。



## 健康ポイント・KENPOSチケット付与対象者

- 被保険者
- 被扶養者（KENPOSチケットのみ付与）

## 健康ポイント・KENPOSチケット一覧

たまった健康ポイントは、商品に交換できます。

Ⓟ = ポイント    チケット    チケット10枚で抽選ゲームに参加できます

項目	内容	ポイント数・チケット
ログインすると もらえる	KENPOSへの初回登録	100Ⓟ/初回のみ
	KENPOSログイン	チケット
	KENPOSアプリ	チケット
参加すると もらえる	ウォーキング歩数記録 1日10,000歩以上	30Ⓟ/1日
	ウォーキング歩数記録 1日8,000～9,999歩	20Ⓟ/1日
	ウォーキング歩数記録 1日6,000～7,999歩	10Ⓟ/1日
	クイズ	チケット
記録をつけると もらえる	体重入力	100Ⓟ/月20日以上
	行動入力	50Ⓟ/月20日以上
	食事記録入力	50Ⓟ/月20日以上
	運動記録入力	50Ⓟ/月20日以上
	毎日の記録	チケット
アプリと連携で もらえる	毎日の食事記録（「あすけん」※アプリ）	チケット
	毎日の運動記録（「WEBGYM」※アプリ）	チケット
健診を受けると もらえる	婦人科検診受診（女子検診またはオプション受診）	100Ⓟ/年1回
	胃がん検診受診	50Ⓟ/年1回
	歯科受診	100Ⓟ/年1回
健診結果で もらえる	非喫煙と回答した場合	100Ⓟ/年1回
	体重の維持・管理（BMI値18.5～25未満の場合）	1,000Ⓟ/年1回

# 令和7年度 各種健診のご案内

健診事業委託先：株式会社イーウェル（KENPOS）

KENPOSで今すぐ  
申し込めるよ！  
3月3日より受付中



健診は早めに受けようね！

健診実施期間 令和7年4月1日～10月31日

※実施期間中に1人1コースまで。 ※できるだけ9月末までに受診してください。  
※この期間以外では、明治グループ健保組合からの補助はありません。

予約期間 令和7年10月15日まで

健診機関 株式会社イーウェル指定の健診機関 ※今年度75歳になる方は、75歳の誕生日前日までに受診してください。

健診名称	人間ドック	主婦健診	家族健診	生活習慣病健診	女子検診 (乳がん・子宮頸がん検査)
コース名称	イーウェル 人間ドックAコース	イーウェル一般健診A1コース			単独婦人科検診
対象区分	被保険者 被扶養配偶者	女性のみ 被扶養配偶者	被扶養者 (主婦健診対象者以外)	任意継続被保険者	女性被保険者
受診対象年齢 (令和8年3月末)	35歳以上	年齢制限なし	35歳以上	年齢制限なし	年齢制限なし
自己負担金	7,000円	35歳以上：無料 34歳以下：3,000円	無料	無料	無料
	・自己負担金は税込みの健診費用を対象とし、規程の補助上限を上回った場合、差額は自己負担となります (健診機関や受診項目により、上表の自己負担金より高くなる場合があります)。 ・健診機関ごとの詳細は、KENPOS「健診申し込み」ページでご確認ください。 ・令和5年度より健診費用の事後精算はなくなりましたので、ご注意ください。				

このほか「単独胃部検診(X線または内視鏡)」を実施します。事業所や自治体等で定期健診(胃部検査を含まない)を受け、胃部検査のみを単独で受ける場合に利用できます。35歳以上の被保険者・被扶養者が対象です。他のコース・女子検診等との併用はできません。各コース内、または、オプションの胃部検査をご利用ください。

## 健診申し込みはKENPOSで

健診案内冊子は、明治グループ健保組合ホームページ内の「人間ドック等」に掲載済みです。

★健診案内冊子の送付は行っていません。



KENPOSへの登録・ログインはこちらから <https://www.kenpos.jp/>

★初回登録の際は保険証(もしくは「資格情報のお知らせ」「資格確認書」)をご用意ください。



## KENPOSならこんなに便利!

- ・健診申し込みがカンタン、受診予約日の14日前までの入力でOK。
- ・受診券の印刷が不要、受診券に記載の予約番号を健診機関窓口で伝えるだけ。
- ・窓口負担額もわかりやすい。

KENPOSアプリからも申し込みができます



新たにKENPOS 健診WEB予約が可能に

健診機関のご予約について、現在の予約方法に加えて

# 「WEB予約(MRSO.jp)」が

ご利用いただけるようになりました。

※WEB予約(MRSO.jp)は健康診断事務委託先(株式会社イーウェル)が提携するマーン株式会社の運営サイトです。

## 簡単便利!!

電話不要。インターネットだけで予約が完了できます!!  
予約完了後、受診券発行手続きは要りません!!

※WEB予約(MRSO.jp)で予約可能な健診機関は一部の健診機関に限られます



※画像はイメージです

WEB予約ができる健診機関は、  
健診機関選択後画面の  
「WEB予約」バナーが目印!!

健診機関検索時の「▼詳しく検索する」からも  
「WEB予約(MRSO.jp)」可能な健診機関を検索できます



※画像はイメージです

詳しくは右ページをご参照ください

## 「WEB予約(MRSO.jp)」での予約手順

STEP 1 健診機関選択

イーウェルのWEBサイトにて  
初回登録/ログイン後、対象健診機関から  
希望する健診機関をえらび  
「WEB予約(MRSO.jp)」バナーを選択  
してください

※「健診機関検索時の「▼詳しく検索する」から  
「WEB予約(MRSO.jp)」可能な健診機関を検索  
できます。  
※WEB予約(MRSO.jp)で予約可能な健診機関は  
一部の健診機関に限られます。



STEP 2 問診回答と  
個人情報取扱同意

問診を回答し、個人情報取り扱いについて同意を行ってください

※同意後、MRSO.jpが開きます。  
※初回遷移時にポップアップがブロックされることがあります。  
解除方法はブラウザにより異なりますので、お手元のブラウザにて  
解除をお願いします。

STEP 3 MRSO.jpの  
アカウント作成

MRSO.jpにてWEB予約を利用するために  
イーウェルのWEBサイトにログインしている  
ご本人のアカウントを作成してください



STEP 4 健診の仮予約

希望のコースを選択し、  
表示されるカレンダーから  
希望受診日を選択してください

※オプション選択と自己負担金額をご確認ください。

最後に健診を受診するご本人の情報を  
登録し、仮予約完了となります



STEP 5 健診の予約確定

後日、MRSO.jpから予約完了のメールが届き、予約確定となります

※健診機関のMRSO.jp上での確定処理を以って受診日時の確定となります。  
※イーウェルへの受診券発行手続きは不要です。

STEP 6 健診を受診する

予約した健診機関でご受診ください

※受診日当日、以下のものを持参してください。

- 予約番号
- マイナ保険証
- 自己負担金額(窓口支払いが発生する場合)
- 検体容器など(健診機関から届いた場合)

予約内容の変更・  
キャンセルについて

予約完了後、予約内容の変更やキャンセルを希望する場合、  
イーウェルのWEBサイトにログインし、「申込内容の確認・変更・キャンセル」から  
「MRSO.jp」のマイページ画面より変更・キャンセルを実施ください。

# 「みんなチャレ禁煙プログラム」が始まります!

令和7年度は、これまでのオンライン禁煙プログラムに加え、「みんなチャレ禁煙プログラム」を展開します。

## みんなチャレ禁煙プログラムとは?

禁煙にチャレンジする人を5人1組のチームに分け、ピアサポート※で取り組むこれまでにない「新しい禁煙プログラム」です。

※ピアサポートとは「仲間同士の支え合い」のこと

**申込期間** 令和7年5月30日～6月20日

**プログラム期間** 令和7年6月21日～9月18日

**参加対象者** 被保険者・被扶養者(先着50名)

**参加費用** 明治グループ健保組合が全額負担

※詳細については、事業所からのご案内をご確認ください。

※KENPOSの「お知らせ一覧」でもご案内予定です。

## みんなチャレ禁煙



## みんなチャレ禁煙の特徴

### 参加しやすい!

- ◎通院やオンライン面談なし
- ◎禁煙を目指す仲間とチャレンジ(匿名参加)

### 行動変容をサポート!

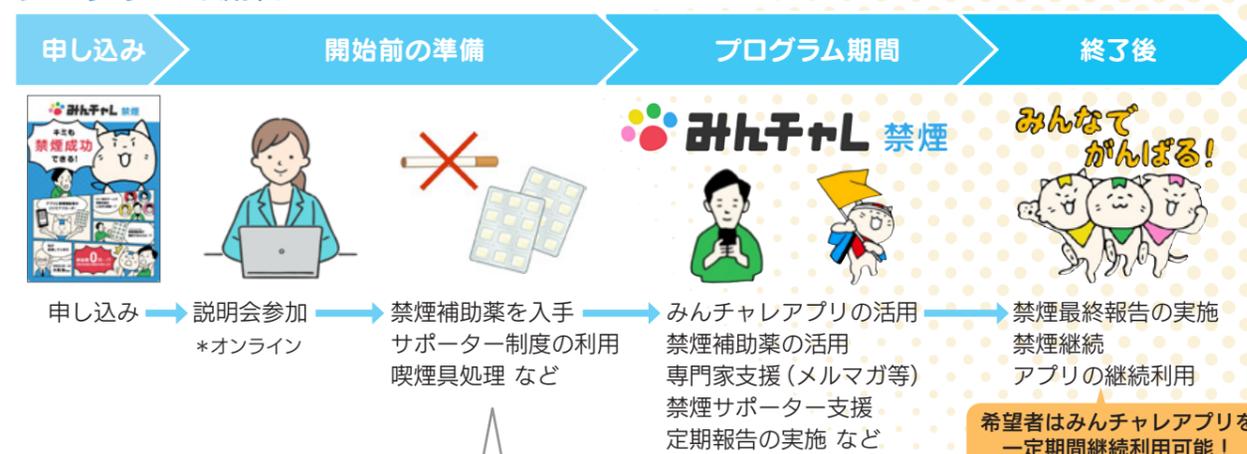
- ◎最大5人1組のチームを作成(事務局側でチーム分けを実施)
  - ◎ニックネームで参加(個人情報不要)
  - ◎写真で当日の頑張りをチームに報告
  - ◎チーム内で承認しあうことで継続意欲向上
  - ◎シンプル操作で楽しく利用可能
- ※所属企業はバラバラでのチーム分けになります。



## チーム内でピアサポートを実施



## プログラムの流れ



### 2種類の禁煙補助薬を使います!

- ニコチンパッチとガムタイプが基本セット
- 参加者に無料コードを発行
- ご自宅などご自身の指定住所へ配送



## みんなチャレ禁煙参加の声

### 禁煙仲間と一緒にだから禁煙できた!

何気なくやってみようかとチャレンジを始め最後まで続けることができました。このアプリでみなさんのあたたかいコメントがあったお陰だと断言できます。

50代男性

プログラムの最後まで仲間と一緒に続けることができよかった。ひとりだったら早々に諦めていたんじゃないかと思います。引き続き禁煙を頑張ります!

30代男性

禁煙失敗経験があります。できればやめたいと思っていたので参加しました。みんなチャレでは毎日禁煙できたらスタンプを送信し合っていました。

30代女性

喫煙歴20年以上ですが初めての禁煙チャレンジでした。無料なので試しにやってみようと思いましたが禁煙を続けることができました。おすすめです!

40代男性

仲間とチャレンジすることで、禁煙成功率がグッと高まる「みんなチャレ禁煙」。しかも、ニックネームで参加できるので、恥ずかしさなどのハードルが少ないのも魅力です。これまで禁煙に挑戦しても挫折してしまった人も「みんなチャレ禁煙」をお気軽に試してみませんか?



# 日々の健康管理、 病気や心の悩み、 子育てや介護などの 相談はこちらで！

ファミリー健康相談

メンタルヘルスカウンセリング

ベストドクターズ®・サービス

通話料・相談料  
**無料**

専用ダイヤル **0120-542-882**

## ■利用できる方

被保険者および被扶養者  
(下記 ① のみ被保険者およびご家族)

## ■利用方法

音声ガイドに従ってご希望のサービス番号  
①～⑤ をプッシュしてください。

### ① 電話健康相談

からだの健康に関してお電話で相談できます。  
受付時間：年中無休・24時間サービス

### ② メンタルヘルスカウンセリング 面接によるカウンセリング (オンライン面接も可)

まずお電話で面接の予約をおとりください。  
(年度中、対面とオンラインあわせて1人5回まで  
無料／6回目から有料)  
受付時間：月～土曜日(日曜・祝日、年末年始は休み)  
10時～20時

- ※発信者番号は「通知設定」でおかけください。
- ※つながらない場合は、はじめに「186」をつけて上記専用ダイヤル番号におかけください。
- ※ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
- ※①の電話健康相談は、海外からコレクトコールをご利用できます。
- ※⑤の対象疾患については、お電話の際にお問い合わせください。
- ※プッシュ回線でない方は、サービス番号の前に\*印ボタンを押してください。
- ※黒電話などの場合は最後に各サービスの直通電話番号をお知らせしますので、おかけ直してください。

### ③ メンタルヘルスカウンセリング 電話によるカウンセリング

気軽に使える、お電話でのカウンセリングです。  
受付時間：月～土曜日(日曜・祝日、年末年始は休み)  
10時～20時

### ④ メンタルヘルスカウンセリング 翌日以降の予約

電話カウンセリングで混雑を避けたいときは、  
翌日以降の予約もできます  
予約受付：月～土曜日(日曜・祝日、年末年始は休み)  
10時～18時

### ⑤ ベストドクターズ・サービス

対象疾患に罹患のとき、専門医をご案内します。  
受付時間：月～土曜日(日曜・祝日、年末年始は休み)  
10時～21時

詳細は、当健保組合ホームページをご覧ください。

# 受診時などにはマイナ保険証を利用しましょう

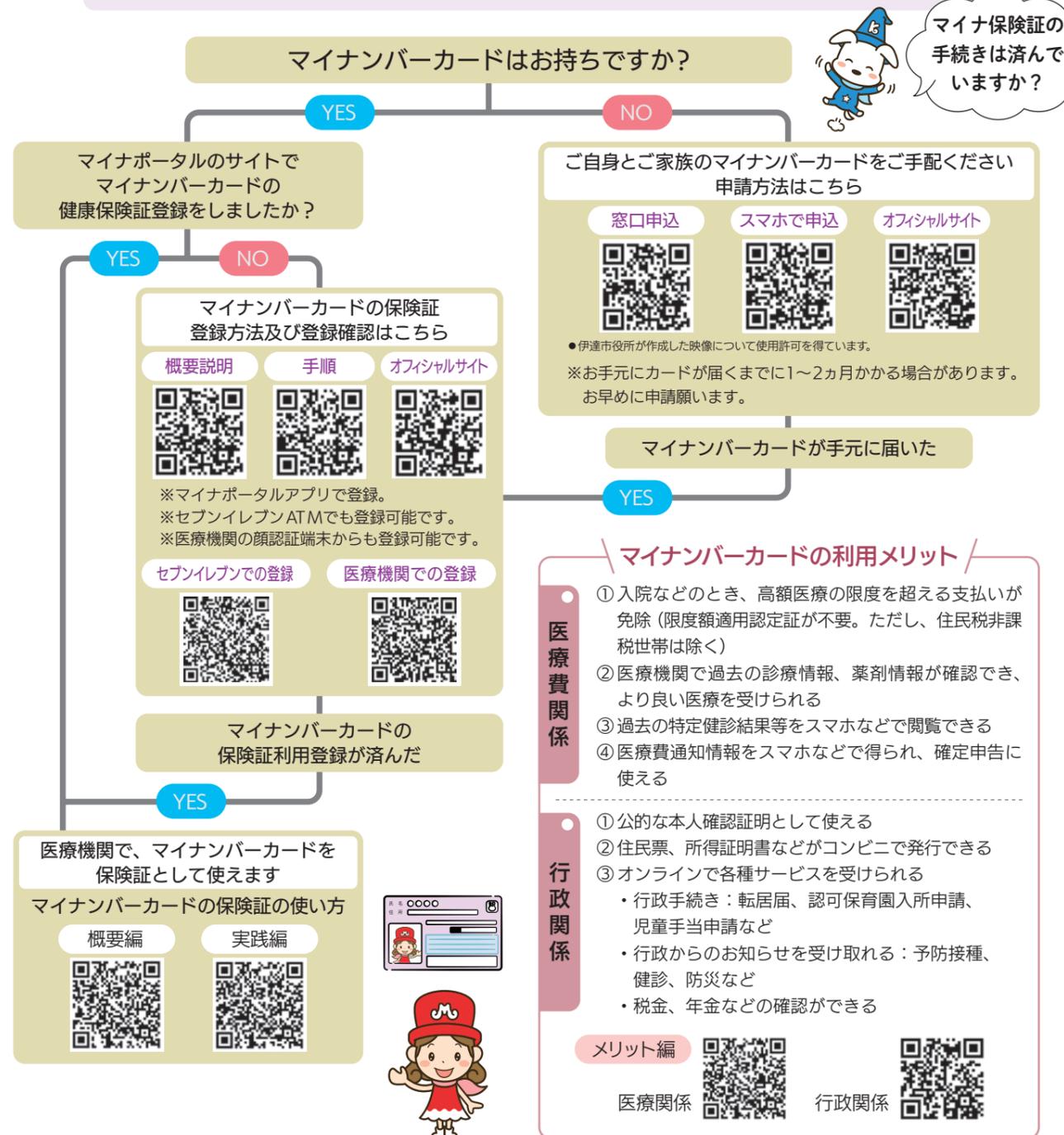
健康保険法の改正により、健康保険証が廃止されます

- 令和6年12月2日より健康保険証の新規発行(加入時・扶養認定時・再交付・記載事項訂正等のすべて)は停止されました。
- 令和7年4月1日より、現在の明治グループ健保組合の健康保険証は使えなくなります(健康保険証の有効期限が、令和7年3月31日のため)。任意継続被保険者の方は、令和7年12月1日まで。ただし、期間満了日が令和7年12月1日以前の場合は、期間満了日まで。
- マイナンバーカードをまだ作っていない方や、健康保険証としての登録がまだの方は、手続きをお進めくださいますようお願いいたします。

参考

- 明治グループ健康保険組合のマイナ保険証利用登録率77.2%
- 明治グループ健康保険組合のマイナ保険証利用率27.2%(令和7年1月現在)

マイナ保険証の利用登録をしているものの、実際に医療機関で利用している方は、少ないのが現状です。より質の高い医療が受けられるなどのメリット(下記参照)がありますので、積極的にマイナ保険証を活用していきましょう



# 「被扶養者認定」の考え方

## 1 被扶養者とは

健康保険の被扶養者とは、主として被保険者の収入で生計を維持し、健保組合の認定を受けた家族のことをいいます。医療費の支払いなどの保険給付を受けることができます。

被扶養者になることができるのは、日本国内に住所を有する方で※1、被保険者からみて3親等内の親族です(図1)。親族によっては、被保険者と同居でなくてもよい人と、被保険者と同居(同一世帯)であることが条件の人がいます。

被扶養者となるためには、収入が基準額であり、継続してその生活費を被保険者が負担していることが必要です。健康保険法上と税法上では、被扶養者になれる基準がまったく異なるためご注意ください。審査にあたっては、被保険者に扶養できる能力があるか、継続的な生活費の援助の状況のほか、被扶養者となる人(申請対象者)の収入状況などから総合的に判断します。

※1 国内に生活の基礎があることが必要です。また、外国籍の人は、国内に住所があっても「医療滞在ビザ」(その人の生活の世話を目的の人も)や、観光・保養などが目的の「ロングステイビザ」では被扶養者になれません。

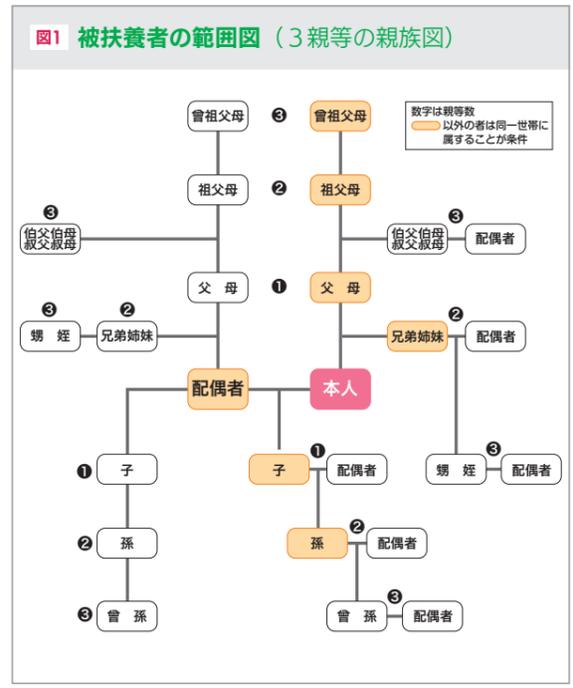
1. 被扶養者となる人(申請対象者)は健康保険法(第3条第7項)に定める被扶養者の範囲であること。
2. 被扶養者となる人(申請対象者)に被保険者以外の主たる生計維持扶養義務者が他にいないこと。(主たる生計維持扶養義務者とは、被扶養者となる人の「配偶者」、被扶養者となる人が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母の場合は「両親」など。)
3. 主たる生計維持扶養義務者には扶養能力がなく、被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由があること。
4. 被保険者は被扶養者となる人(申請対象者)を経済的に主として扶養している事実があること。
5. 被保険者には継続的に被扶養者となる人(申請対象者)を養う経済的能力があること。
6. 被保険者と被扶養者となる人が同居の場合被扶養者となる人(申請対象者)の年収は被保険者の年収の1/2未満であること。
7. 被保険者と被扶養者となる人が別居の場合被扶養者となる人(申請対象者)の年収は被保険

者の年収の1/2未満であること、かつ、被保険者から送金される額が被扶養者となる人の収入以上であること、かつ、被保険者からの送金額が月額6万円以上であること。

8. 被扶養者となる人(申請対象者)の収入は**月額108,334円未満**(60歳以上である場合または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は**月額150,000円未満**)であること※2。
9. 被扶養者となる人(申請対象者)の1年を通じて※3の収入については130万円/年(60歳以上である場合または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円/年)未満であること。
10. 夫婦がともに働いていて子供を扶養する場合、将来継続的にみて収入が多いほうの扶養とする。

※2 雇用保険の失業給付を受給中の場合は、基本手当日額が3,612円(60歳以上である場合は5,000円)未満であること。

※3 「1年を通じて」とは、法令や通達でいつからいつまでを1年間と定めるのか明確にされていません。明治グループ健保組合での年間収入のとらえ方は、認定を受けようとする直近の収入により年間収入を推計します。



## 2 申請対象者の収入の範囲

1. 給与収入(通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含む)※4
2. 雇用保険の給付金
3. 各種年金収入(厚生年金・国民年金・公務員等の共済年金・農業者年金・船員年金・石炭鉱業年金・議員年金・労働者災害補償年金・企業年金・各種の恩給・自社年金・非課税扱いの遺族年金・障害年金・私的年金等)※4
4. 事業収入(農業・漁業・商業・工業等自家営業に基づく所得。また保険の外交等自由業に基づく所得)※5
5. 不動産収入(土地・家屋・駐車場等の賃貸収入)※5
6. 利子収入(預貯金・有価証券利子等)※5
7. 投資収入(株式配当金等)※5
8. 雑収入(原稿料・印税・講演料等)
9. 健康保険の傷病手当金・出産手当金
10. 被保険者以外の者からの仕送り(生計費・養育費等)

※4 健康保険法上の収入には、非課税分(遺族年金や交通費等)が含まれます。「所得証明書」や「源泉徴収票」に記載されている金額には、非課税分の収入が含まれていないため、非課税分を加算した金額となります。

※5 販売業・美容院等の独立の事業または内職の程度を超える事業を行っている場合は、自営業者のため生計維持関係がないものとみなし被扶養者にはなりません。

## 3 15歳以上(義務教育終了者)の就労年齢に達している家族の生計維持の考え方

15歳以上の方は就労可能な年齢で、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できる場合が多くあります。このため、被扶養者になるためには被保険者からの生活費の援助が必要であることを書類の提出により証明することが特に必要です。

## 4 仕送り(送金)の考え方

被扶養者となる人(申請対象者)が別居している場合は、認定条件として被保険者からの継続的な仕送りでその家族の生活費を主として負担している事実を証明しなければなりません。そのため仕送り証明などの書類を準備していただくことが必要になります。

## 5 業務上の別居

被保険者が転勤、出向等業務上の都合で本来同一の世帯に属すべき家族と一時的に別居するときは、同一の世帯に属し、主として被保険者により生計を維持する場合に準じて取り扱います。

## 6 届出及び扶養認定日

法令では原則として扶養申請日より5日以内の届出となっていますが、実際にはこの期日での届出は困難なため、明治グループ健保組合では扶養申請日から、「基本書類」は3週間(21日)以内、「確認書類」は6週間(42日)以内の届出期間を設けています。この期間内で届出があり、明治グループ健保組合で認めた場合は、扶養申請日で扶養認定となります。(申請理由が出生の場合は除く。)

詳細は「被扶養者認定手順の手引き」をご覧ください。(明治グループ健保組合ホームページに掲載あり)

## 7 被扶養者の確認

健康保険法施行規則第50条及び厚労省通達に基づき、年に1回被扶養者の確認調査を実施しています。収入超過などで認定基準に該当しない場合は、被扶養者として再認定されず、事実が発生した日にさかのぼり被扶養者の資格を失います。また、必要書類の提出ができないときは被扶養者資格の判断ができないため資格を取り消されます。

## 8 虚偽の扶養申請

被保険者が事実と異なる内容で申請を行い認定されたことが判明した場合は、被扶養者の資格はさかのぼって取り消されます。

## 9 医療費等の返還

被扶養者資格を失った場合、資格が無くなった日以降に発生した健保負担となっている医療費分と、その他給付金等の全額を健保組合に返還しなくてはなりません。



# ジェネリック医薬品のさらなる活用を

## 安くても効き目は確か

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分を使っており、品質、効き目、安全性は同等です。新薬は長い年月と莫大な費用をかけて開発されますが、特許期間が切れたあと、同じ有効成分を使ったジェネリック医薬品が製造・販売されるようになります。新薬に比べて開発期間・費用が少ないため、価格を安くできるのです。

ジェネリック医薬品は国で定められた厳しい試験をクリアしており、さらに服用しやすいように大きさや味・香りなどを改良したものもあります。

例

錠剤を小さくしてのみやすしたり、ゼリー状や液体に

文字や色でのみ間違いを防ぐ

コーティングなどで苦みを少なく

## 先発医薬品を希望すると、自己負担が増える場合があります

令和6年10月より、ジェネリック医薬品がある先発医薬品（長期収載品）の処方希望する場合、その薬価の差額の1/4相当が自己負担に加算されるしくみが導入されています。

### ● 次のいずれかに該当する先発医薬品であること

①

ジェネリック医薬品が初めて薬価基準に収載されてから5年を経過した先発医薬品（ジェネリック医薬品への置換え率が1%未満のものは除く）。

②

ジェネリック医薬品が初めて薬価基準に収載されてから5年を経過しない先発医薬品のうち、ジェネリック医薬品への置換え率が50%以上のもの。

※医師または歯科医師が、先発医薬品の処方等または調剤をする医療上の必要があると判断する場合を除きます。

## ジェネリック医薬品の継続的な使用にご協力ください

明治グループ健保組合ホームページの「KOSMO Communication Web」に利用登録をいただくと、直近で薬剤（後発品がある薬剤）が処方された月からさかのぼって、1年3ヵ月分のご自身の処方実績が確認でき、切り替え可能なジェネリック医薬品が表示されます。

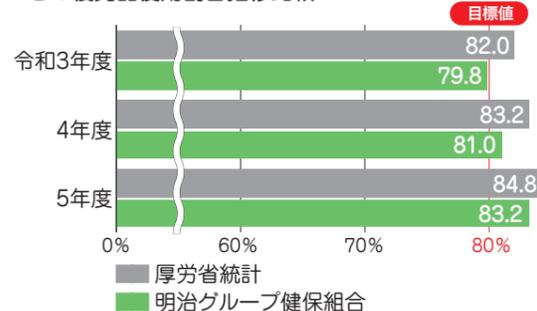
明治グループ健保組合におけるジェネリック医薬品の使用率は、これまでの国の目標値である80%を超えました。ジェネリック医薬品のさらなるご利用をお願いします。

★健康管理に役立つお薬手帳・アプリもご利用ください。

詳細はこちら →



● 調剤医療費の動向（厚生労働省保険局調査課）との後発品使用割合推移比較



# 整骨院等で健康保険を使うとき

## 整骨院等にかかる場合のルール①

整骨院等で健康保険を使うことができるのは、「外傷性が明らかで、慢性的な状態に至っていない」下記のものに限られます。



- 骨折
- 脱臼
- 打撲
- ねんざ
- 肉離れ

※骨折・脱臼は、応急手当を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。



## 下記の場合は健康保険が使えません

- ✓ 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- ✓ クリニックや病院で治療中の負傷
- ✓ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ✓ 症状の改善がみられない長期の施術
- ✓ 労災保険が適用となる仕事や通勤途上に起きた負傷 など

## 整骨院等にかかる場合のルール②

施術後、整骨院等から療養費支給申請書を渡されます。これには、負傷原因、負傷名、日数、金額が記載されています。受領委任払いの場合、この内容をもとに明治グループ健保組合へ請求が行われるものなので、しっかり内容を確認したうえで、自らサインをしてください。



## 支払い方法が償還払いとなることがあります

令和5年4月から、患者ごとに「償還払い」という支払い方法に変更するしくみを導入しました。

償還払いとは、患者が施術費用の全額を支払い、後日、明治グループ健保組合へ申請し7割分を払い戻すものです。「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当する方は、償還払いに変更する場合があります。

変更の対象となる方には、個別に連絡いたします。

### 償還払いへの変更の対象となる事例

- 明治グループ健保組合が患者に繰り返し照会を行っても回答しない患者
- 2か所以上の整骨院等で同部位の施術を重複して受けている患者
- 長期・頻回な施術を受けている患者